



報道発表資料の配付日時 1月27日(水) 10時00分

発表項目 (行事名)	第4回北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 道では、犯罪被害者等の権利利益の保護と適切な支援を行うため、平成19年(2007年)3月に「北海道犯罪被害者等支援基本計画」を策定して以来2度の計画の改定を行い、様々な施策を推進して参りましたが、この度、「第三次北海道犯罪被害者等支援基本計画」の計画期間(平成28年度～令和2年度)が終了することから、次期計画の策定等を行うこととしました。</p> <p>次期計画の策定等にあたり、犯罪被害者等支援施策について有識者等から広く意見を伺うため、次のとおり「第4回北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会」を開催します。</p> <p>【開催日時及び場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時 令和3年(2021年)1月29日(金)10時00分から</li> <li>・場所 かでる2・7 10階 1060会議室(札幌市中央区北2条西7丁目)</li> </ul>		
参考	<p>懇談会は公開で行います。 (傍聴は事前申込が必要です。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申込先着5名までとします。)</p> <p>[申込先]</p> <p>電話 011-206-6148 (内線24-178)</p> <p>FAX 011-232-4820</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取材は最小限の人数としていただくとともに、マスクの着用をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	<p>環境生活部くらし安全局道民生活課 課長補佐 讃岐</p> <p>電話(ダイヤルイン) 011-204-5211 (内線24-152)</p>		

## 令和2年度北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会構成員名簿

区 分	団 体 名	名 前
被害者相談	(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道被害者相談室	統括支援活動員 高山 一枝
被害者団体	北海道交通事故被害者の会	代 表 前田 敏章
法曹・被害者相談	北海道弁護士会連合会 犯罪被害者支援委員会	委 員 長 山田 廣
医 療	(一社)北海道医師会	常任理事 目黒 順一
被害者相談	北海道臨床心理士会	被害者支援調整 蝦名 美穂
学識経験者	札幌学院大学	教 授 望月 和代
行 政	北海道市長会	参 事 野宮 治夫
行 政	北海道町村会	主 幹 川代 進一
行政／相談	札幌高等検察庁犯罪被害者等支援対策室	公安事務課長 田野 博道
行政／相談	北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室	課長補佐 鎌田 崇亨

# 北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会 傍聴要領

## 第1 目的

この要領は、「北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会」(以下、「懇談会」という。)の傍聴に係る必要事項を定め、傍聴人による懇談会の傍聴を円滑に行うことを目的とします。

## 第2 傍聴する場合の手続き

- (1) 懇談会の傍聴を希望される方は、事前に電話かFAXでお申込みいただくか、当日、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、座長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 会場の都合上、傍聴人は申込先着5名以内とします。

## 第3 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴人は、懇談会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 懇談会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 懇談会において、飲食及び喫煙などはできません。
- (3) ビラ・チラシの配布、横断幕の提示、ゼッケンの着衣などの行為はできません。
- (4) 写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、座長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用してください。
- (6) その他、懇談会の秩序を乱し、議事を妨害するようなことはできません。

## 第4 会議の秩序の維持

- (1) 上記のほか、傍聴人は、事務局の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴人が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。